機械利用組合 規約

第1条（名称と事務所）

この組合は、＿＿＿＿＿＿（以下「組合」という。）という。組合の事務所は、＿＿＿＿＿＿に置く。

第2条（目的）

組合は、組合員が農業機械を共同で所有して利用し、機械にかかる経費を下げ、農作業を効率よく行うことを目的とする。

第3条（対象の機械）

組合が共同で利用する機械は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とし、その明細は別表の機械一覧による。機械は＿＿＿＿＿＿に格納する。

※ 機械が増えたり入れ替わったりしたときは、別表を直します。

第4条（組合員）

組合員は、対象の機械を使う＿＿＿＿＿＿の農業者とする。機械は組合員だけが使い、組合員以外には貸さない。

第5条（加入と脱退）

1 組合に加入しようとする者は、総会の承認を得なければならない。

2 組合員は、＿＿＿＿＿＿に書面で届け出て脱退することができる。脱退する組合員は、その年度の利用料と負担金を精算する。

第6条（役員）

1 組合に、次の役員を置く。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2 役員の任期は＿＿＿＿＿＿とし、総会で選ぶ。

第7条（総会）

1 総会は＿＿＿＿＿＿に開き、事業計画・利用計画・利用料・予算・決算・役員を決める。

2 総会は組合員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決める。

第8条（利用の申込みと順番）

組合長は、作業時期の前に組合員の利用希望をもとに利用計画を作る。希望が重なったときは、組合員で話し合って決める。

第9条（利用のルール）

1 燃料は、利用者が用意する。

2 利用者は、使う前に機械を点検し、使い終わったら清掃して格納庫に返す。

3 利用者は、利用簿に利用面積・時間・給油量・機械の状態を書く。

第10条（故障と事故）

1 故障を見つけたとき、または起こしたときは、すぐに組合長に報告する。

2 利用中の事故は、利用者の責任とする。

3 故意または重大な過失で機械を壊したときは、その利用者が修理費を負担する。

第11条（費用の負担と利用料）

1 機械の購入費・修理費・保険料・格納庫の費用は、組合員が＿＿＿＿＿＿に応じて負担する。

2 利用料は＿＿＿＿＿＿とし、毎年の総会で見直す。

第12条（更新の積立）

組合は、機械の更新に備え、毎年の利用料から＿＿＿＿＿＿を積み立てる。

第13条（保険）

組合の機械は、＿＿＿＿＿＿などに加入する。

第14条（帳簿と監査）

組合長は、機械一覧（財産台帳）・利用簿・経理簿を備え、総会で報告する。会計は、監事の監査を受ける。

第15条（会計年度）

組合の会計年度は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

第16条（解散と機械の処分）

組合の解散は、総会で組合員全員の同意により決める。解散するときは機械を売却し、負債を払った残りを、組合員の負担の割合で分ける。

※ 補助事業で買った機械は、処分（売却・譲渡・廃棄）に制限があります。別表に事業の名前と制限の期間を書いておきます。

第17条（規約の変更）

この規約は、総会で組合員の＿＿＿＿＿＿の賛成により変更する。

附則

この規約は、＿＿＿＿＿＿から施行する。

※ 改正したときは、改正日を附則に書き足します。

別表　組合の機械一覧

作成日 ＿＿＿＿＿＿

番号	機械名・型式	購入日	購入価格（円）	補助事業の名前・処分制限の期間	保管場所	共済・保険	備考

※ 定期点検や修理の履歴は、機械ごとの台帳（農機具台帳）にまとめると追いやすくなります。

ミノリス（minorisu.com）